

法教育推進協議会（第7回）議事録

日 時 平成18年6月29日（木）
午後3時～午後5時30分

場 所 法務省第1会議室

議 事

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第7回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1は、本日御臨席いただいた猪木先生の御講演のレジュメでございます。「経済と法、およびその教育について」と題する書面となっております。

資料2は、本日御報告いただきます福井大学の橋本先生のレジュメでございます。「発達段階に応じた法教育の在り方—高等学校での実践を中心に—」と題する書面となっております。

資料3は平成18年度の各弁護士会の夏季取り組みについてまとめた書面でございます。この点については、後ほど鈴木委員の方から御説明がございます。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日も、前回に引き続きまして専門の先生方からお話をお伺いすることになっております。

まず最初に、現在、国際日本文化研究センター教授として御活躍の猪木武徳先生にお越しいただきました。猪木先生、本日は、本協議会に御足労いただき、誠にありがとうございます。

猪木先生は、経済学の第一人者として長年大阪大学で御活躍され、平成7年から2年間、同大学の経済学部長をお務めになられた後、平成14年から現職に就いておられます。また、現職の傍ら、日本学術振興会、文部科学省中央教育審議会の委員としても御活躍されるなど、幅広い活動の実績をお持ちになっておられます。

猪木先生は、これまで多数の業績、著作を世に問うておられますが、2002年に吉野作造賞を受賞されました「自由と秩序—競争社会の二つの顔」はまさに名著であり、法教育にかかわる者にとって、経済と法の関係について考えるための最良のテキストではないかと考えております。

今後、法教育のあり方について検討を進めていく上で、経済と法のかかわりについて理解を深めていく必要がありますが、本日は猪木先生の方から「経済と法、およびその教育について」と題して御講演を頂戴いたしたいと存じます。今後の理解を深めていく上で非常に重要な指針になるのではないかと確信しております。

それでは猪木先生、よろしくお願いいたします。

猪木教授 ただいま御紹介いただきました、国際日本文化研究センターの猪木です。

今、土井座長から御紹介いただきましたけれども、私は40数年前から経済学の勉強を始めまして、その後、経済学の教育と研究にずっと携わってまいりました。そういう意味では、経済及び経済学に関してのプロ意識といえますか、専門家であるというふうな自覚は持っているつもりなんです、の法律については、大学の教養程度の知識しかございませんで、あとは市民生活をする上での最低限のルールといえますか、そういうものを時々意識する程度であります。従いまして、今日のテーマであります「法と経済」の「法」の方が、どうも内

容的にも量的にもちょっとバランスを失うおそれがありますけれども、経済学をやっております者から見て、法とか自由とか、そういう問題を考えるとき、特に若い方々がそういう問題を考える、ないしは考えざるを得ないときに、我々がどういう点に留意して、その問題の重要性を説明していけばいいのかというようなことを少しお話しできればと思います。

私は、先ほど40数年前から勉強を始めたと申しましたが、実は経済学は若い18、19の人に教えるのは非常に難しゅうございます。高等学校でも政治経済という科目がありまして、私もかつてテキストの担当、分担執筆でテキストを書いたことがございますけれども、大変難しいんですね。実際、独立した経済生活を送っていない、そして知識も経験もほとんどない人々に、経済学というのはどういう学問かというのを語るというのは非常に難しいんですね。例えば財政の制度がどうかというような知識がないのに財政政策はどうか、金融、中央銀行の存在の意味はどうか、それから、もっと一般的、抽象的な話になりますと、需要曲線はどういう理論的な前提に基づいて導出されるのかというような話をしましても、お小遣いをもらって、あるいはアルバイトをして経済的な活動は少しはしていますけれども、国民経済とか世界経済の中でそういう活動がどのように位置づけられ得るのかということの説明するのは至難の業であります。ですから、今日は法と経済を教える以前の問題も含めて、もう少し広い枠組みでそういう法律ですとか社会科学の知識を学習する、あるいは先生が教える場合に、どういう点を我々は留意していくべきかというような点を3点ほど申し上げたいと思います。3点というのは、資料1の3つのポイントでありますけれども、いずれも非常に大きな難しい問題です。そして、いざ具体的に、例を挙げてお話しするのが割に難しい分野ですが、できるだけ余り抽象的にならず話を進めさせていただきたいと思っております。

まず第1点ですが、法というのは、これは私の見方ですけれども、法を独立に議論すること、法は守るべきルール、そして共同体なり社会の秩序維持のために守らなければならないものが法であるというような形で説明する場合でも、実は法というのは、それだけで自己完結的に説明できないような側面が私は非常に強いように思います。それはどういうことかと言いますと、法と自由という2つの概念がお互いに相手にもたれかかっているといえますか、相手を予想し合った概念でありまして、経済的に「経済的な自由」と言うときには、特に「個々の経済的な自由」、この自由にもいろいろな側面があり、周囲があると思うんですけども、それに基づいて行動しようとするときに必ず衝突するわけですよ。自分の自由と他者の自由という、その自由が衝突するときに、それをどういうルールで処理をしていくか。ですから、ルールがあって初めて個々の自由が、ある種のある程度の首尾一貫性を持って実現されるというわけですから、自由というのは、そういう制約とか法があって、初めて本当の意味を持ち得るわけですね。

他方、法の支配と人の支配というような区別をよくします。例えば王様が国民を王様のルールでもって支配するというような時代、あるいはそういう種族なり部族が存在したとしても、その王様の気まぐれに左右された支配の形というのは、これは近代的・現代的な王の感覚からは外れるわけですね。もちろんこれは程度問題でありまして、基本的に法が書かれた形、書かれていない形にしろ、法に非常に不備があつて、王様なり支配者に相当する人の支配が非常に強く押し出される国家は現代でも存在するわけですね。ですから、法が支配するという人と人々の自由というのが、実は表裏一体といえますか、互いに予想し合った

概念であるということを知るといのは、極めて重要なことで、それを知るためには、自由がどういう形で発展してきたかという自由の歴史をある程度分かりやすさをもって説明する必要があります。マグナカルタ以来とは申しませんが、思想・信条の自由ということが自由な発展にも大きく、あるいは直接的に結びついていますから、16世紀ぐらいからのヨーロッパにおける思想、宗教、それから宗教改革の問題等も含めて、いかに自由を獲得することに人類は多大な努力をして、多くの命を失い、血を流したかという、自由の獲得の歴史を分かりやすく説明するということは、私は非常に大事なことじゃないかと思えます。

ですから、そういう意味で、歴史を知るとは非常に重要で、自由というのは獲得するには非常に困難なものであるけれども、失うのは徐々に、知らぬ間に失ってしまうという可能性があるという、非常に奇妙な一つの社会システム、コンセプトがあることを理解する必要があります。いい歴史の先生が若い人に、人類の歴史の中で自由の獲得、いろいろな身分制度のもとで特権階級というのが存在して、その特権がどういう形で普遍化し、一般の人々の方に解き放たれていったかというのは、平等の実現と非常に複雑な関係にあるわけですが、その歴史を学ぶことが大切だと思います。

ですから、私の今日の話の第3点のところちょっと書きましたけれども、法と経済そのものの教育は非常にももちろん大事なんですけども、それ以前の土台になるようなリベラルアーツの訓練ということなしに、あたかも自由が人類の誕生とともに存在したもののようによく考えて、それが侵食、侵害されることが単にけしからんことだというような理解では、その自由が失われることに関しても非常に人間が鈍感になるのではないかと思っています。自由がどういう状態で今この社会の中で享受し得る状態なのかということに関して、ある程度の意識を若い10代の人に持ってもらおう。これは先ほどの経済の勉強と同様、難しいことだと思うんですが、その点を十分に説明することは、歴史、政治経済の高等学校のテキストでもある程度はできることだと思います。

それから、市場経済システムに対して、これまではよく社会主義経済論とか社会主義計画経済というようなことが対比的にいろいろ議論されて、どちらが優れているかというような議論があったわけですが、これはもうある意味で証明済みのことで、市場経済システムはパーフェクトではないんですけども、あるエリートだけが計画し管理するような社会主義の計画経済というのはやはりうまくいかないんだということを、我々は歴史的な事実として、もう20世紀の末に学んだわけですね。ただ、事はそれだけでは済まないわけですし、市場経済システムが理想的なシステムじゃなくて、いろいろ不都合や欠陥はたくさんあるんですけども、何とかこれを動かしていくより仕方がないという現状では、その市場経済システムの土台になっているようなソフトが何かということをお教えしておく必要がある。

これは、それほど内容的に複雑なことではなくて、市場経済システムのベースには、倫理と法の確固とした枠組みがない限り、安定的に長期・継続的に作動することは難しいということですね。これは、ここに書きましたようにオネスティー、正直さがないと取引が成立しませんし、相手に対して疑いを持っているとか、契約を守ってくれない相手に対して経済的な取引など誰もしようと思いません。世界の一部では、もう我々が想像できないような嘘を割に平気でつくような社会というのが未だに存在しますが、そういうところで市場経済が成立し、経済発展が進むかということをお考えすると、これは非常に疑わしいわけですね。です

から、市場経済システムのベースには、そして我々がまさに享受している経済的な繁栄の土台が、実はそのオネスティーとか約束を守る、あるいは契約を履行するというような、現代日本の我々にとってはかなり当たり前だと思われているようなことが、実は極めて重要で決定的な土台になっているということでもあります。

その次に、市場の価格がなぜジャスト、公正という意味のジャストであるかというような議論があるんですが、この第1のテーマに関して付け加えます。実は、市場経済は倫理、法の土台のもとで自由な取引をすることができ、その自由な取引の結果、資源の配分が効率的に行われ、そしてその分配、つまり努力に応じた報酬の配分も含めて行われるというわけですが、これは民主制デモクラシーの含みを持つ問題と似ています。自由にとってお互いに予想し合った概念である法のもとで、システムが動いているわけですが、やはり大きな弱点があるわけですね。その弱点というのは、これはマーケットですと私的な収益、あるコストに対してどういうベネフィットがあるかという私的な計算で人々が活動するという、非常に強い誘因があるわけですが、どうも公共性に対する意識が非常に薄くなるという弱点があります。ですから、マーケットだけでは公共財が供給できないので、よく市場の失敗、マーケットフェイラーという言葉がありますけれども、市場だけに任せておくと、いわゆる公共的な財の供給が行われないので、どうしてもそこで強制的にタックスを取り、そのタックスをベースにして公共財を政府が供給するというような、経済学ではそういう教え方をするんですが、これはやはり民主制でもそうですね。フリーダム、自由に最大の価値を置くと、やはり公共的なところが非常に弱くなる。

これは1830年代に10か月くらいアメリカを旅行して、その旅行記を書いたフランスの貴族であり政治家であったド・トクヴィルという人が非常にはっきり書いていますけれども、デモクラシーは、要するにインディビジュアリズム、個人主義を生み出す。全く孤立した個人、アトムのような個人というものを生み出すんだと、そこまではいいんですけども、次第にそれが徹底していったら、それがあらゆる徳を枯らしてしまう。徳を枯らしてしまうとエゴイズムに必ず転化すると。その結果、人々は公共的なものに全く関心を向けなくなって、それが実はデモクラシーの弱点だということを説いています。ですから、デモクラシーもマーケットエコノミーも、今申しましたように公共的なもの、公共性というのに対しての人々の意識を非常に薄くしてしまうという弱点がありますから、そこを何とか補うような装置を考えないとだめなのです。

デモクラシーをエゴイズムから救う方法として、トクヴィルは地方自治、結社、陪審の3つを挙げています。ローカルオートノミー、地方の自治で人々は公共的なものをタウンとかスクール・ディストリクトとか、そういう単位で自治を学んで、公共的なもの、事柄を処理するにはどういう技術が要るのかとか、どういうふうなトラブルが発生するのかというのを実際参加することによって学ぶ。結社というのは典型的な例は政治結社としての政党なんかがあります。それ以外にもアメリカン・ライフル・アソシエーションなんか有名ですけども、いろいろな利益なり信条なりを同じくする人々が集まって、その相互の結束を固めることによって、必ずしも経済的な利益じゃないですけども、思想・信条の実現に向けて力を合わせるというのが結社ですね。そういうものも、これはデモクラシーにとって非常に大事だと。アメリカ社会の場合は特に貴族制度がないですから、身分という垣根がなくなって、要するに社会がばらばらになってしまう。ですから、個人と国家とか個人とマーケット

という、そういうアトム対全体というような対立だけしかないようなところは非常に社会的に不安定だから、こういうアソシエーションをつくって、一種の安定化装置として社会の中にルーティンするという考えですね。

それから、トクヴィルは陪審もそのように言っています。つまり、ジャスティスは何かということトレーニングする、学ぶという側面があるんだと。それ以外にもたくさん興味深いことを彼は言っているんですけども、私がここで3つの点を述べたのは、公共性の意識が薄くなるということに対しての何らかの安全弁といいますか、チェック機能というのを社会が持つ必要がある。トクヴィルは、宗教の問題もそういう側面から議論しているわけですね。人間の魂に関して、他者、他人とか将来、未来ということを考えるのが彼にとっての宗教なんですけれども、そういう考え方を人々が持たない限り、単なる個人主義、あるいはその劣化した形態であるエゴイズムだけで社会を統治していく、あるいは秩序を保っていくということは、これはもう無理だということを、彼はアメリカを見て力説し、アメリカ社会がそれなりの安全装置をちゃんと工夫しているということに感激したという面もあります。すべて絶賛しているわけではなくて、批判的な見方ももちろんしていますが。

ですから、自由と法の相互の依存性と、公共の利益への関心を強めるという点を意識的に分かりやすい形で学んでいくということが大事だ、ということをもっと申し上げたいと思います。

2番目は、経済学と法学の関係、あるいはそれはどういうふうな視点の違いがあるのかということです。これも非常に難しい問題なんですけど、社会科学の一番大きなテーマというのは、個人の一人の人間の意図と、その意図を持った人間の集合体、あるいはその個人が構成する社会というもので何が起こるかという帰結、その意図と帰結が必ずしも一致しないというのが社会的な現象、あるいは社会科学的な論及のテーマになる一つの非常に重要なポイントだと思うんですね。ですから、例えばよい意図を持ってあることをして、多くの人間がそうしているのにもかかわらず、社会全体としてどういう結果を招いたかという、全く予想もしないような事態が起こったというようなことは多いわけですね。その点に注目しますと、例えば法律は、こういう理念を持って、こういう目的でこういう法律を作った。前文があって、色々な条文が後に出てきますね。ところが、その法を実際実施していくと社会的にどういうことが起こってくるかというのは、これはやってみないと分からないという面があるわけですね。

経済学というのは、色々な分析がありますけれども、ある法律をつくって、それを実施して、すると一時的な効果はこうだろう、目的はこうだったからこういうことが発生するだろう。しかし、人々も合理的ないしは悪知恵がありますから、その与えられた法のもとで、こういうふうに行動を修正すればこういうことができるというのをラーニングしますね。そうしますと、その経済的な論理、つまり合理的に行動するという人々が構成する社会のもとで生まれてくる結果というのは違うわけですね。ですから、一次効果、二次効果の計算というのは、やはりこれは経済学者の得意とするところで、しかし、実際生じてしまった結果が全体の利益といいますか、公共の福祉に反するようであれば、それをまた修正するような作業が必要だというのは、これは法律学者の守備範囲になるんじゃないかなというふうに、私は漠然と思っているわけです。これは決して法律学者が単純だということを言っているんじゃないで、経済学は、やはりそういう最終的な効果がどうなるかというようなところを読むこ

とが一種の得意技というわけでありませぬ。

例として、最低賃金法と、それからアメリカの大都市でかつて行われたレント・コントロールなんかの例を挙げましたが、例えば最低賃金法というのは、労働者は常に賃金の決定に関して弱い立場にある。だから組合をつくり云々ということがあるわけですが、実際、市場で決まっている賃金が余りにも低い場合に、それをサポートして市場のレベルよりも高くして、そして、健康で文化的といえますか、ある程度の生活がきちんと営めるような形のレベルを、職業間でも地域的にも法律が決めなければならないという、精神としては社会政策的には非常に立派な法律で、これ自体時に問題はないんですが、実際に起こることは、以下は経済学の推理なんですけれども、使用者側はそういう法律があるとどうするかというと、市場価格よりも高い最賃法で決定された賃率に見合うような人しか雇おうとしないというわけです。そうすると、もともとの最賃法は、賃金が低過ぎて人間らしい生活が送れない人々を助けるのが目的であったんですけれども、最賃法で雇われる人たちがそういうある程度技能の高い、生産性の高い人であるという使用者側の行動によって、実は低熟練の人々の失業率が上がってしまうという現象があるわけです。

このレント・コントロールもそうですね。都市部での家賃をある程度抑えないと、都市で生活できない勤労者は都市から去るよりほかはないというような現状に対して、家賃の最高水準を設定するというわけです。そうすると、家主ないしは管理者はどういう行動に出るかということ、市場価格よりも低いところに家賃を設定されてしまうと、家への投資、リノベートの誘因を失ってしまうわけですね。ですから、アメリカの学者が議論するスラムの発生の一番大きな犯人は、実はレント・コントロールなんです。地代を人工的に低くし過ぎることによって、家屋なり建物が老朽化したまま放置されて非常にみじめな状態になる。そこに、低い家賃しか払えない人たちが密集して住んでしまうというような、そういう現象が起こってしまうのです。これは2つとも価格機構に介入したがために発生したような、よくない事態ではないか。つまり、もともとの意図と結果が合っていないようなケースではないか。

実は、これは法律と経済がここのあたりをおのおの独自の論理でもって、何らかの解決をしなければならないわけなんですけれども、いかんせん経済学というのは、いわゆる功利主義的な哲学のもとでの論理構成をやりますので、こうこう、こうすればこういうユーティリティーなりこういうベネフィットがある、これにはこういうロスがありディスユーティリティーが発生する、コストがある。それを比較考量してこちらの方がいいだろう。その論理の中には確固たる善といえますか、何がグッドであるかとか、何がジャストであるかという、そういうものに裏打ちされたものは持っていないわけです。だからこそある程度鋭い論理的な展開を経済学はやれるようになっているのであって、なかなか両方とすることは難しい。ただ、経済学というのはそういう限界を持っているということは知る必要があつて、それを補ってくれるのが、実は法律学者の理念や意図に関する議論なり発言だと私は考えています。

第3点の方に移らせていただきます。

これは、今日私に与えられました問いを、少し法律以外を含めた大きな枠組みで、そして私自身が受けた中等教育、高等教育を振り返りながら、少しお話したい点なんですけれども、我々日本人は、1つの答えに到達できるかどうかということ、常にテストされてきたわけですね。つまり、もう既に誰か知っている問題を先生が、あるいは教科書を書いた人、問題集を作った人が問題を出して、それが解けるかということを試されてきた訳です。これ

は基礎的な訓練としては不可欠で、そういうおもしろくない訓練というのは、私は教育の核にあると思うんですけども、語学にしても数学にしても、楽器の練習でも本当に単調なおもしろくないものを何度も何度もトレーニングするというのはそういうことだと思うんですけども、それに少しウェイトが置かれ過ぎたか、ないしはそれ以外の能力の養成ということに関して、我々はどれぐらい配慮してきたであろうかということのを少し反省してみたいと思うんです。

ですから、証明する問題というのは、やはり一義的な解のあるようなものを示すという話なんですけど、なかなか実際に職業生活を送ると、企業で働くにしても、研究者として大学や研究機関で働くにしても、あらゆる職業に関して、正解がわかっている問題を見つける、あるいは到達できるというよりも、むしろ正解のない問題に対してどう議論をして、どういうふうに自分の主張している結論に到達できるのかという能力が非常に重要になると思うんです。先ほどの公共の利益を強めるため、あるいは公共の利益への意識を高めるために地方自治とか結社とか陪審が重要だとしているトクヴィルの指摘を挙げましたけれども、そういう公的なものに対するトレーニングがなぜ必要かということとも、この問題に関係していると思うんですね。

資料1の3に「問い、異論、反対異論、主文、異論に対する答えという形式を学ぶ」というのを書きましたけれども、例えば西洋中世の神学のテキストなんかは、大体この形で書かれているわけですね。ある項があって、AはBかというような、まず問いを提示する。それに対して、こういう理由でAはBでない。それに対して、いや、こういう根拠でAはBだと反対異論を出し、それに対して先生は「私はこう思う、私はこう答えるべきだと思う」というのが主文として出て、先生の答えが書かれていて、そして、その答えの後に、異論と反対異論について、そのおのおのに関してこういうふうに答えるべきであるということが書かれているわけです。このテキストは主文だけ読めばいいんじゃないか、正しい答えが得られるんじゃないかというのが、正解だけが大事だという中で育てられた感覚のリアクションであって、実は異論の中にも正しい要素があり、反対異論の中にも、重要な指摘がなされているという場合があるわけですね。ですから、この神学のテキストの中でこういう形式をとるということ、私は非常におもしろいスタイルだと思うんですね。

私が受けてきた教育は悪くはなかったと思うんですが、今思い起こしてみると、こういう精神、議論をして、相手の意見が自分と反対であったときに、どこが間違っていて、どこが学ぶべきところかということ判断できる教育がもう少しあっても良かったのではないかと思います。言うは易し行は難しですけども、西洋のディベートとかダイアログの伝統というのは、そういう正解のない問題に対して、ある1つの答えを出すときに到達するプロセスで、どういうふうな知性を働かせていくかという教育であって、訓練をこれからの法とか経済とか社会科学的な教育人間社会の問題に関しては、そういう意識というのが非常に大事になってくると思います。

それと関連する点を、最後に1、2点申し上げますと、やはり人間の知識は非常に不完全なものであるということと、人間の心理というのが、これは本当に不思議なもので、あるときに、ある自分の心の動きに対して自分自身がびっくりするというようなことを経験される方は少なくないと思うんですが、そういうことを知るためには、歴史の本を読むとか、あるいは、日本の文学でも世界の文学でも、すぐれた文学は割に裁判を扱ったものが多いんです

が、そういう裁判を扱ったような文学を勉強する、読むというようなことも教育の中に埋め込まれるべきだと思います。

最後に1つ申しますと、こういう言葉があるんですね。愛のない正義というのは非常に残酷なものである。正義の女神が天秤と剣を持っていますね。ですから、愛のない正義というのは残酷だ。しかし、正義のない愛というのは滅びの母であるということを行った人がいます。法の教育の徹底というのは、できるだけいいカリキュラムを作って、法意識、リーガルマインドを若いときから持つというのは非常に大事なことだと思いますけれども、今の言葉に出てくるベネボランスとかチャリティーというような正義に対するような、そして、かつ人間社会にとって補完的に必要とされるようなものも同時に学べるようにするということが、やはり広い意味での社会秩序にとって、私は不可欠なのではないかと思います。

簡単ですが、以上で私の話を終えさせていただきます。

土井座長 どうもありがとうございました。

大変貴重なお話を伺ったと思いますので、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等があればお願いいたします。いかがでしょうか。

小林委員 今日はどうもありがとうございます。

私自身、公共性の意識とか、それから公共の利益、あるいは個人の利益を、どうやってバランス、調和をとったらいいんだろうと実際の裁判等では悩むこともあります。お聞きしたいのは、裁判員制度などでもそうですけれども、裁判員制度の導入によって公共的な意識が高まる。もっと具体的に言えば、自分たちの社会の安全であるとか、そういうことにも関心が行く、考えるようになる。それが大事な点なんだということを一般的にも言いますし、私もいろいろなところで言ったりもするんですが、それは公共の意識、あるいは公共的な利益を強調することです。片や、日本国憲法もそうですけれども、やはりいい意味での個人主義といえますか、個人の尊重も非常に大事なはずでして、公共性の意識なり公共の利益というのは、そちらばかりを強調することも問題なのかもしれないなと思ったりもいたします。公共の意識が何で高ければいいんだ、何で高くしなければいけないんだというところをどう説明したらいいのかなというのを、教えていただきたいと思います。

それと、やはりただ公共の意識が高ければいいというものではなく、いい意味での個人の尊重、個人主義とどうバランスを図ると考えていったらいいのか。そのところも先生に教えていただければと思います。

猪木教授 御質問の意味は非常によく分かるんですが、答えがちょっとよく分からないんです。公共の利益といった場合に、国家利益とか、今では人類益とか地球利益とか、何か色々な言葉がありますけれども、国家利益というのは、どうも日本では戦後余り評判がよくない。いろいろな記憶があるからだと思うんですけれどもね。しかし、私は個人的に考えて、グローバリゼーション云々の議論ももちろんありますけれども、グローバリゼーションで国家の役割が少し変わりこそすれ、国家の役割が薄まるということではなくて、むしろ強くなる分野もあると思うんですね。ですから、国家利益という言葉がそれほどタブー視する必要はないというふうに考えているんです。

今おっしゃった御質問の、じゃあ、そのバランスをどういうふうにとるかということなんですが、放っておくと、恐らく公共の利益というのは余り考えなくなるだろう。日本の場合は、それがかなり放っておかれたというか、そういう時代が続いたんじゃないかなと思いま

す。ですから、自己確認といえますか、振り返ってみるだけでも非常に大きな力になり得ると思うんですね。確におっしゃるように、個人の尊重ということを中心に考えれば、公共の利益とか国家利益という理由で個人の尊重を害するようなことが幾らでも起こり得るという恐れがありますから、よく愛国心は無頼漢の最後の頼りにする文句だというような言葉がありますね。ですから、愛国心だとか国家利益というのを軽々に言うことに関しては注意すべきだと思うんですが、私は、そのあたりは、戦後の日本をずっと経済的に見てきて、やはり特に自覚を持たない限り公共的な感覚というのは薄まっていくというのが、人間のヒューマンネイチャーじゃないかなと思っています。ですから、あらゆるステップ、段階で、自己確認をするというぐらいでもいいと思うんですね。ここまでは国がやり、ここまでは個人がというような議論は、どうも私はなじまないと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

上原委員 東京都教育委員の上原と申します。

今後の教育の御提言までいただきまして、本当にありがとうございました。以前よりは一問一答的な知識、理解だけを求める教育からは変わってきていると思うんですけども、では、実際の授業場面でどこまで変わっているかということ、まだまだ課題も多いんじゃないかなと思います。ぜひ今後、ますます検討してまいりたいと思います。

実は、教育の世界も随分規制緩和が進んでまいりまして、地方分権のもとに、行き着くところはやはり個人の尊重とか、あるいは自由というものに行き着くんだと思うんですね。ですから、自分は、あるいは自分の子どもはいい学校に入れたい。そういう中で自由選択制も進んでくるわけですね。やはり地域の学校も大切だけれども、自分の子どもはいいところに行かせたいわけですから、希望者がいない学校があってもしょうがない。統廃合もやむなしということになってしまうわけですね。しかし、今申し上げたように、やはり本来的に言うと、学校という場は、地域の中でのコミュニティーの中心であり、役割があったと思うわけでありまして、そういう中で、行政もそうですし、個人というレベルでもそうなんですけれども、本当に権利とか自由というものをどんどん追い求めていくだけでいいのかなという、そんなような悩みを持ちながら、日々考えているわけでありまして。

それで、まさに自由と秩序を求めていくに当たって、デモクラシーをエコノミズムから救う方法といたしまして、外国とは違う宗教性、制度、あるいは道徳等々の今の日本の実態からして一体何をしていたらいいのか。ぜひ先生の何か御指摘をいただければありがたいなと思うところであります。

猪木教授 どうもありがとうございます。

最後は一番難しい御質問だったわけですが、幾つか論点があったと思うんです。要するに、自分の子弟に対しての教育に親はどうしても狂奔するというような問題なんですけれども、これは日本だけの問題じゃなくて、やはりデモクラシーにおける社会、平等社会における機会の平等が保障された社会において、人々が栄達を遂げる、あるいは、言葉はよくないかもしれませんが、自己の野心を実現する一番大きな手段というのが、教育に投資をして、教育の結果あることを為す、という道筋が民衆制社会、デモクラシーの中の一番はっきりしたルートなんですよね。これは先進諸国いずこにおいても同じで、教育ということに人々が投資をし、教育によって得た人的な資産をもって、社会の中である活動の場を得て自己実現を図

っていく。ですから、教育に熱心な親を批判してというのは一般にはやりやすいことなんですけれども、ある意味では、これは非常に正直な行動をとっているわけですよね。ただ、何事も過ぎたるはなお及ぼざるがごとしで、幾ら狂奔し、熱心にやったにしましても、やはり人は個人個人向き不向きもありますし、それから与えられた力も違いがありますから、すべての人間が同じような選択なり行動をとったからといって、同じことが保証されているわけじゃないわけですよね。ですから、教育の問題について、学校群という制度的な問題やいい学校に入れたいというような親の希望を否定するということは、私は余り個人的にはしない。ただ、自分の子どもに関して言えば、これは力の合ったところに行ってくれて、変な無理をしないというのが一番幸せにつながることであるというふうに思っていますから、自分でどういう行動をとるかということ、もうこれはおのおの個人の選択によるより仕方がないわけで、デモクラティック・ソサエティーというのは、一番人々が熱を上げるのは、やはり子どもの教育だということですね。ですから、それは社会システム自体が変わらない限り、合理的な人間、あるいは子どものことを思う親であれば、どうしてもそういう現象が起こってしまう。それを何らかの形でチェックしてモデレートなものにしていくというのが大事だと思います。

最後の御質問なんですけれども、それを考えるというのが我々の仕事なのであって、簡単に私のポケットから答えがぱっと出てくるというような、そういう問題じゃないという認識を我々が持たざるを得ないのが現状じゃないかなというふうに思います。

上原委員 ありがとうございます。

土井座長 そのほか、いかがでしょうか。

さすが猪木先生の整理だと思わせていただいたのは、市場システムというのは自由を前提にしている。自由というものは法を当然に予想している。従って市場システムと法は不可分であるという整理は非常に美しいというか、本質を突く整理で、これは非常に有用ではないかと思っています。その中でおっしゃっていただいているオネスティーの問題、契約の履行の問題という部分に市場経済がかなりの部分依拠していて、そこに法がかかわってくるんだという御指摘も、そのとおりで重要なんだろうと思っています。

法が支える価値のうち重要なものが幾つかあり得て、公正さ、正義の問題もあると思うんですけれども、その前提でもあるかなと最近思い始めたのは信頼の保護の問題です。予見可能性の問題をどうするかというのは非常に重要なんだろうと思っています。実際市場というのは、原理的には信頼を前提に機能しているはずで、そこは相互の利害を一致させるような形で信頼を前提に分配を行っていくという機能なんですけど、それが過剰になってくると、信頼を裏切ることによって利益が発生する段階があり得て、それに走りがち危険がある。ところが、短期的には信頼を裏切ることによって利益は得られるんだけど、長期的にそれを続けると信頼のシステム自体が崩壊するので、自分の利益自体が実は喪失されるという部分を持っている。インサイダー取引なんて典型的にそうで、みんながそれをしない段階で自分だけがやれば儲かるんだけど、全体としてインサイダー取引が横行すれば、株式市場そのものに対する信頼も失われるから、自分の利益の基盤が失われるということになるんだと思うんですよね。人間というのは、どうしても長期的な利益と短期的な利益を前にしたときに、短期的な利益に飛びつきやすい性格を持っていて、法というものは、やはりシステム、制度の観点から物事を言うので、長期的利益の保護のために常にこういう点はノーティ

スしておかないといかんということを発信し続ける役割があると思うんです。先生は思想史も御専門なので長期的な視点をお持ちですが、経済学というのは、どちらかというと短期的にどうこうという議論も多いところで、そうすると、調整をして、実は自分たちの寄って立つところの信頼や共同というシステムを保証していかないと、個々の利益というのは失われるということも念頭に置いておく必要がある。それが、自由は法を前提にしているし、市場はまた法を前提にしているんだということを言っていく上で重要ではないかと思ったものですから、先生のような経済学の第一人者に今日のお話のように言っていただくとありがたいなと考えたというのが1つです。

あと、もう一つ、経済学的に言われる用語、先ほど少し出てきた公共財の問題もそうだと思いますし、私自身が少し関心があるのは、パレート最適の問題と最大多数の最大幸福の関係の問題ですとか、そういう用語の問題です。例えば、個性を生かしていく上で私自身が重要だと思うのは、分業システムをしっかりとやっていくこと、つまり、いろいろな生き方ができるんだということを本当に社会の中で実現していこうとすると、自分が全部しなければいけない社会というのは個性を生かせない社会だと思うんですね。自分の生活のことを一から十まで一人一人が全部やっていく社会というのは個性も何もなくて、生きていくしかない。ところが、自分の得意分野を生かしていこうという社会をつくらうとなると、当然分業をやっていくという話になって、その分業でお互いに協力しながら信頼をしていくというシステムが非常に重要だと思うんですね。経済学だと、例えば貿易で比較優位の話だとか、そういうのが出てくると思うんです。経済の中で出てくるタームというのを経済学で使うとそうなんだけれども、社会のシステムの方に持ち込んで、例えば憲法の枠組みだとか法の枠組みにしていくと、かなり似たようなことを言っていて、その辺の接点をどういう形で見出していくことができるのか。そんなに違うことを言っているわけじゃなくて、見方が違うし発想が違うから少し違う説明の仕方をするんだけれども、しょせん人間がやることです。本質的にはそんなに変わりがない。それをどういう説明の仕方をするのかということが重要だと思うんですね。そこが、私は法律を少しは知っている、先生は経済の専門家でおられるということもあって、どういう形でそういう点を結びつけながら切り分けていくのか。あるいは、お互いにそういうことを学んでいくことが、きっと人間社会のシステムをトータルで学んでいくためには必要だと思うので、その辺、どういう接点を持っていくのがいいのかという点について、何か御意見があればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

猪木教授 パレート最適とか最大多数の最大幸福というような議論というのは、これは効用関数あるいは功利主義的な論理が前提での議論で、例えばパレート最適は資産の資源の非常に効率的な活用を保障するけれども、分配に関しては議論できない。分配に関して議論するためには非常に大きな前提が要る。個々人がどういうふうな高揚なり満足のスケールを持っていて、それを社会全体で足し合わすとどうなるかというようなややこしい、およそ正解がない議論に入ってしまうわけですね。一番最後に御指摘なされた問題なんですけれども、特に欧米に比べて日本は非常に遅れていると思うんですね。例えば、20世紀の初頭あたりから、例えばエコノミック・インタープリテーション・オブ・アメリカン・コンスティテューションとか、アメリカ憲法を経済学的、経済的に解釈する、そして、それはどういう合理的な根拠でこういうことが条文となっているか、あるいは、このアmendメントはどういう意味を持っているかというような議論が、もう20世紀にはアメリカでは出ているわけですね。そ

の点で、日本の法学部と経済学部というのは、もともとの家というか故郷は同じ学部なんですけれども、全くメンタリティーが違って、経済学部は法学部に非常にコンプレックスを持っている。それで、経済学者は法律の論理は変だというようなことで、お互いに余りコラボレーションがないんですよね。法と経済という学会ができましたけれども、ですから、これからそういうコラボレーションを少し積極的にやるべきだという意味で、私は非常に大事な御指摘だと思うんです。

もう一つは、その行き過ぎといいますか、経済学的に説明できるものというのは割にロジカルな部分なんですよ。ところが、私は、倫理でもそうですけれども、機能的に説明できる分野と、悪いことは悪いという以外言いようのない側面もあると思うんですよね。ですから、アメリカのロー・アンド・エコノミックスの方々の議論を見ていると、経済学にちょっと汚染されて、法律学の本来の非常に重要な部分を侵されているのではないかというようなことを感じることもあります。ですから、そこは私は妙な折衷案のポリシーをとるのではなくて、経済学は経済学の強みを生かして、そして法律は法律のノーブルなところを残して、そしてお互いに、それこそ対話、ダイアログをしながら社会のシステムを議論していくという、そういう土俵なりフォーラムみたいなものが、学会という形ではなくてもあればいいのになんていうことは、時々私も感じます。

土井座長 子どもたちに教えているときにも結構教科書はそうなっていて、先生もお書きになっておられるということなんですけれども、政治のところは政治のところ、国際のところは国際のところ、経済のところは経済のところという話になっていて、じゃあ、ここで言っていることとここで言ったことは、実際どういうふうになら社会の中で問題になっていて、同じ側面を経済的に分析し、法的にこういうふうになら記述しようという議論をしているんだけど、教科書の順序で教えていくと全然違う話になっていて結びつかないというようなことが結構あるんだと思うんですよね。経済の論理で通用する部分と、それを何らかの形で修正しておかないといけないような部分というのが、やはり多くあるんだろうと思うんです。それは先ほど先生の御説明にあったように、やはり相互に前提していて、相対立するんだけど、でも相手を前提にしているというような部分をどう教えていくか。それは多分、教える側と、こういう形で教えてもらえないかという我々学者の側の努力がやはり要ると思います。政治というものをどう考えるか。やはり公正に分配を行う上でのシステムとして政治経済、市場、法というのはやはり重要な3つの分配ルートで、それぞれがどの分配ルートを使うことが一番機能的であり、どの領域で公正かというのは、やはり相互に整理して考えて実際に子どもたちに教えないと、そこが繋がらないんじゃないかと思っていたものですから、ちょっと質問させていただきました。

ほか、いかがでしょうか。

猪木教授 今、土井座長がおっしゃったことと直接関係することなんですけれども、やはりいいテキストを書くというのが、これは大学もそうですけれど、高等学校でも、自分で書きながら人のことを言っているのはまさに自己批判なんです、やはり本格的に政治経済、あるいは法も含めた、10代の後半ぐらいに読める、そしてそれを使って授業ができるようないいテキストが相互に矛盾がなくて、何が難しく何が分かっている何が分からないかというような姿勢で書かれたものが、必要だなということは痛感します。今のテキストは、高いところから、書いた人が分かっていることだけ言っていますから、余り正直じゃないといいま

すか。

土井座長 多分、経済学者である先生が最後にそうおっしゃっていただいたというのは非常に重要で、不完全な知識なんだというふうにおっしゃっているのは、恐らく市場的合理人というのは、すべて完全に情報を得ていて、合理的に計算できる人たちがこの環境下において自己の利益をいかに最大化するかということすべて前提にしているんだけど、実際そんなわけではないじゃないかという面がある訳ですが、その経済の先生が、最後に「人間は不完全な知識で、それを知るべきだ」とおっしゃっていただいたのは、非常に意味のあることだと思います。その不完全な知識で、不思議な人間が苦しみながら生きていくということを考えたときに、市場システムが持っている強い前提だけで人間は共同できないので、その部分を政治だとか、あるいは法だとかでどうフォローしていくのか。そういうところを自分の欲望を殺しながらフォローしていくということになると、やはり公共的な価値とか、ほかの人のためにという思いをどう子どもたちにわからせるかということじゃないか。そればかりで生きていくと、やはり人間、自分自身の欲望というものもあるので、そこはやはり市場で合理的な範囲内であれば、自分のやりたいこと、欲しいものというものを追求していくのもいいんだ。そのバランスの問題だという御指摘だろうと思います。非常に含蓄のある御講演をいただいたと私自身は受けとめております。

ほか、何かございますでしょうか。

江口委員 最後に、いいテキストを書かれればいいと猪木先生がおっしゃられて、私も同感です。アメリカのテキストは、経済は経済、政治は政治、法律は法律として高等学校のときには教える方式です。ところが日本の場合には「政治・経済」という形で、ある意味では相殺し合いながら教えていると思います。私は、むしろ「政治・経済・法」の大切な所は学ぶべきという方式で、教科書が書かれる必要もあると思っています。その点は猪木先生はどう思われますか。

猪木教授 アメリカの1ケースは私も少し知っていますが、例えば政府刊行物センターに当たるようなところで、アメリカで売っている「アメリカン・ガバメント」というテキストがあるんですけどもね。ご覧になったことがあると思いますが、あれは、私は外国人として読んで、アメリカの独立以降の現代に至るまでの歴史、そして憲法の構造から、何から何まで本当に分かりやすく書いてあるんですよ。ああいうものが日本にはないんですよ。私が申し上げたテキストというのは、そういう本当に書いた人が分かって書いているというか、読んで、使っている生徒がなるほどと思うような、そういう意味では、アメリカ人は馬にでも分かるように書くのが上手だと言いますけれども、本当に分かりやすく書いてあるんですよ。日本のテキストはちょっと薄過ぎますよね。歴史でも、テキストを見て第一次大戦は1914年に起こったというのは、名前とか年代は書いていますがけれども、なぜ第一次大戦が起こったかとか、イギリスがなぜ最初の工業国家なのかというようなことを二十代の若い人が議論すると、我々日本人は何も言えないんですよ。サラエボでどういう事件があったなんていうことは言えるんですけども、第一次大戦がなぜ起こったかというのは、誰もそれは真実は知らないにしても、自分がどう解釈しているかということ自分を表現しながら説明するという、この技術がないんですよ。ですから、それを磨けるようなテキストというのは、やはりそういう精神で書かれているものだと思うんですけどもね。そういうテキストが要りますね。

江口委員 ぜひ中学校，高校版で，経済として先生に書いていただいていたほしいと思います。

もう一つよろしいですか。3番の問いの中で、「法と経済」以前の教育のあり方の中で，やはり経済の要素も交えながら語れるような教育というのはあるだろうかというのを先ほどから考えています。例えば，レモンを売る方法という，非常にマーケットに寄ったテキストがありましたよね。でも，そこにやはり，多分先生が先ほど言ったようなチャリティーとか，みんなで一緒にやろうよとか，いろいろ精神が入っていると思うんですよね。そんなテキストというのは，僕は経済とか法以前の教育であり，かつ経済的であり，かつ政治的なものができるんじゃないかと思ったりもするんですけれども，その辺りは可能ですか，不可能ですか。

猪木教授 その御質問は非常に難しいというか，重要な質問だと思うんですけれどもね。レモンを売る方法というのは，あれはアメリカで開発されたテキストで，最近話題となった村上さんは，小学校4年生のときから株の売買をされているんですよね。レモンを売る方法は，あれを読むと，やはりそういう方面は巧みになるでしょうね。だけれども私は，別に株の売買を若い人がやっちゃいかんということじゃないんですけれども，私が頭に入れている「法と経済」以前の教育というのは，全くそれと切断されていてもいいと思うんです。私は，数年というか，10年ぐらい前に，若い人が読む経済学の古典を推薦する文章を書いてくれと頼まれまして，私の答えは「経済学の本は20代，30代に入ってからでいい。10代のうちは別のものを読む」と言って別の本を推薦して，編集者が余り御機嫌じゃなかったんですけれどもね。それは，冒頭に私が申し上げたように，十八，九の若い学生さんに経済学を教えるというのは難しいし，ましてや小学生にレモンを売る方法というテキストを開発して，本当にいい国ができるのかなということに関しては少し疑問は持ちますね。ですから，ここはリベラルアーツをやれということなんです。

江口委員 分かりました。

土井座長 よろしいでしょうか。

猪木先生，本当に貴重なお話ありがとうございました。

それでは，続きまして，発達段階に応じた法教育の在り方について，福井大学教育地域科学部助教授の橋本康弘先生から御報告をいただきたいと思います。

橋本先生，本日は御足労いただき，誠にありがとうございます。

委員の皆さんも御承知のとおり，橋本先生は法教育研究会の委員として御活躍され，教材作成部会の委員として法教育教材づくりにも御尽力をいただきました。現在は日弁連の法教育委員会の協力者として御活躍のほか，福井県法教育推進連絡協議会を立ち上げていただき，小・中・高問わず，福井県内の教育機関と連携をして法教育の実践に取り組んでいただいております。本協議会におきましても，発達段階に応じた法教育のあり方は今後大きな検討課題の一つと位置づけられておりますが，本日は，橋本先生から，これまでの御経験に基づき，発達段階に応じた法教育のあり方について貴重な御意見をいただけるものと思います。

それでは橋本先生，よろしく願いいたします。

橋本教授 では，よろしく願いいたします。

本日お話しする題目ですけれども，「発達段階に応じた法教育の在り方—高等学校での実践を中心に—」ということで，本日は，アメリカの法関連教育のカリキュラムの分析の中で抽出してまいりました法教育カリキュラムの設計の要素というのをもとにして，法教育カリ

キュラムを設計すると、どう具体的に設計できるのかということについて、まずお話ししたいと思っています。そうすることで、発達段階に応じた法教育、すなわち小・中・高等学校の各校種で行うべき、そして、行うことが可能な法の学習というのは、そもそもどういう学習なのかということがはっきりすることになると思っています。そして、その設計されたカリキュラムに沿いまして高等学校での学習を組み立てる場合はどうなるのかについて、具体的な事例を提示しながらお話ししたいと思っています。

資料2を御参照いただければと思います。

まず最初に、法教育をカリキュラム化する場合ですが、どのような要素が考えられるのかについて示しています。ちなみに、これからお話しするのは、先ほども言いましたけれども、アメリカの法関連教育カリキュラムを分析する中で抽出した要素ですし、カリキュラムを設計する場合に考えておかないといけない要素になります。

大きく分けて要素は2つあります。1つは認識対象としての法社会という考え方です。これは子どもの目から見ますと法社会を知るという要素になると思います。さらに、その法社会というのが大きく3つの段階に分けられるだろうということです。三角形の図があると思いますが、一番上が法原理、もう少し広げて、法的な価値といったものと考えた方がいいかと現在のところ思っているんですが、それは普遍性が高く抽象度の高い、また現在の法制度や規範の根拠、前提になっているような価値というものを指します。ここでは事例として刑法の場合を取り上げましたけれども、刑法の場合は罪刑法定主義が挙げられますし、民法や司法では私的自治とか契約自由の原則というものもありましょう。また、法原理、法的な価値ということで人権の尊重ということも入るかもしれませんし、アメリカのカリキュラムなどでは司法の国民参加ということもここに入れている、位置づけているということもあります。2段目ですけれども、その法原理、法的な価値に基づいてつくられている現在の自国の法制度、規範が2段目になります。これは説明するまでもないと思いますが、現在の統治機構とか現行法がこれに当たります。3段目は、法制度とか規範が社会の中で運用されて、人、組織との関係でどのように影響を及ぼしているのか。社会の中でどのように人と人、もしくは人と組織の関係を規定しているのか。より法規範が社会の中で具体化しているような状況と言ってもいいと思うんですが、それが法の機能ということになります。大きく分けて、この3つの段階が、法社会を知る場合に念頭に置くことが必要なポイントになるというふうに考えています。

カリキュラム設計の2つ目の要素ですが、それは行動対象としての法社会というものです。これは子どもの目から見ますと、法社会の中で行動するといった要素になってきますけれども、まず1つ目は、社会の中で発生するトラブルとか紛争に対処する必要があるということ。2つ目は、裁判員として、また有権者として社会に参画する必要があるということ。3つ目は、地域で発生する社会問題に対処する必要があるということ。大きく分けてこの3つではないかというふうに考えています。これらの6つの要素をカリキュラム設計していく場合には、この6つの要素が必要になってくるだろうと思っています。

では、具体的に、これらの要素をもとにしてどのようなカリキュラムが設計できるのかということになります。今回の発表では、認識形成を重視したカリキュラム設計の場合でお話ししたいと思っています。

認識形成を重視するカリキュラム設計というのは、資料2で言いますと、1の(1)の法

社会を知るといった領域になります。認識形成を重視するカリキュラム設計の場合は、先ほどこからお話ししている要素のうちの3つですね、法機能、法制度、法原理、これをそれぞれの段階に分けて認識する学習がまず設定されるということ。さらに、他国とか自国の法社会を知ることによって自国の法社会を吟味することができる学習を設定することがカリキュラム設計のポイントになると思っています。この学習類型も、アメリカの法関連教育のカリキュラムの分析の結果、明らかになっているものです。それぞれの学習については、資料2の2ページの表1の方に示しましたので御参照ください。

まず、三角形のちょうど真ん中に当たる部分ですが、法制度（規範）について知る学習ということになります。数字で言いますと①になりますけれども、この学習は、子どもたちが法制度を理解できることにあります。学習の形態としては、もう皆さんも御存じだと思いますが、行政、司法、立法、そして憲法、民法をまず理解するということです。抽象的で、子どもたちには身近でない学習領域にはなりますけれども、これは現実的に中学校社会科で行われている学習の一つです。行政、司法、立法制度が三権分立で、どのようなチェックアンドバランスを果たしているのかということを理解する授業もここに当たります。

2つ目は、三角形の一番下に当たる法の機能について知る学習です。この学習の目的は、子どもたちが法の運用の結果である機能的な側面を理解することにあります。具体例を言いますと、現在、東京などはそうですが、監視カメラがいたるところについていますけれども、東京都の杉並区というのは監視カメラの設置基準を条例で設定しています。この条例というのは、町内会とか商店街などが道路や公園など公共施設、公共エリアに防犯カメラを設置する場合に区への届け出の義務があるんです。映像に手を加えたり外部に流出させることを禁止するという条例だったわけですが、この条例によって本当に犯罪が防止されているのかといったこと、また、何か不便が生じていないのかといったこと、この条例が社会の中でどのように運用されているのか。その結果としてどのような状況があるのかということ、この条例が社会との関係の中で具体化している状況を法機能といいます。その機能を知ること、これが法機能の学習だというふうになります。

現在では小学校の社会科で警察の機能学習というものが行われています。小学校の3、4年生ですけれども、地域単元で学習が組まれているわけですが、そこでの学習というのは、例えば本屋さんの前で置き忘れていた自転車がなくなっていた。その自転車がなくなっていたので、家族と相談して交番に届けました。そうすると、何日かすると交番から連絡があって、自転車が分かりました。自転車が隣町から発見されました。警察は、自転車がなくなったという連絡を受けた後に、その自転車の防犯登録というものの番号を交番が警察署に連絡して、警察のコンピューターにその防犯登録の番号を登録して、その結果、隣町の交番が放置自転車を発見して、防犯登録の番号の結果から自転車の持ち主がわかって、その持ち主に連絡が行ったという、そういう流れを小学校3、4年生では学習するわけですが、これは、地域の事件に警察がどのように対処しているのか。警察の制度ではなくて、警察が社会でどのような働きをしているのかということを理解させる学習になっています。これも機能学習ですけれども、ただ、現在の小学校の社会科というのは、小学校教育全体がそうですけれども、この警察の機能学習しか行われていないというのが実情だと思います。ですので、①の制度学習よりも非常に具体的で、より子どもに身近な学習領域でありますので、②の学習というのはもっと広く行われる必要があるのではないかということを考えています。ただ、例えば

憲法とか民法とか条例などの法規範すべての条文を機能学習で扱うとなると、非常に時間もかかりますし、学習量も膨大になってくるといった問題が発生いたします。

3つ目ですけれども、これは三角形の一番上の法原理に当たる部分ですが、その法原理を理解する学習というものもあります。これは先ほども説明しました、制度とか制度の背景にある原理・原則を理解する学習ということになります。例えば、法教育研究会で作成しました私法の授業というものは、契約の自由の原則を子どもたちに理解させることを重視したものです。この私法の授業などが法の原理の学習というふうに位置づけられると思います。また、研究会作成の憲法の学習も法原理の学習の範疇に入ると思います。しかし、法務省の教材例以外には、この原理学習というのはほとんど見当たらない。現場でも実践されている学習では余りないという状況があります。ただ、制度や機能学習よりも非常に抽象的な内容になりやすい危険性があるので、その点は留意しながら学習は作られなければいけないと思っています。

この3つの段階に分けて法社会を知ることの学習を説明してきたわけですが、例えば①は制度学習ですが、その①の制度学習というのは無味乾燥になりやすいし、また抽象的な内容になりやすいということから、②は機能学習ですが、②の機能学習と関連づけて授業をするケースということもあり得るかもしれません。ただ、①、②、どちらに重きを置くかによって、すなわち授業の目的をどうするかによって、①の授業なのか、②の授業なのかというような位置づけは変わってくると思っています。同じように③の法原理の学習も同様の理由で、③だけを教えると抽象的な内容になりやすいですから、②は①と関連づけて授業をするといった形式もあり得ますが、これも先ほどからも繰り返していますように、どこに学習の重点を置くかによって、この3つの学習段階に分けられるというふうに考えています。

ところで、自国の法社会、法制度、法機能を理解するのであれば、①から③だけでも十分な学習になります。ですが、自国の法制度というのは完全なものとは限りません。他国の法制度とか機能、もしくは自国の過去の法制度、機能を踏まえつつ、自国の法制度は健全なものなのかということを検討する必要も出てくると思います。すなわち、①から③で法社会を知った後で、これはあくまで自国の法社会ですから、自国の法社会を他国とか自国の過去の法制度と比較して検討する学習というものが次の段階として考えられます。その次の段階の学習というのが、表1でいいますと④の法反省学習になりますし、⑤の法批判学習というものになります。

まずは、④の法反省学習の方から説明したいと思いますが、この学習の目的というのは、自国の法制度（機能）を理解した上で、他国の法制度（機能）もしくは自国の過去の法制度（機能）と比較して、現在の自国の法制度を吟味するといった内容になります。後で説明します⑤の法批判学習との違いで言いますと、⑤の法批判学習というのは、③の法原理も念頭に置いて、①や②で学習した法制度（機能）を自国の過去の法制度とか他国の法制度と比較して吟味、検討する学習になってくるわけですが、④の法反省学習というのは、③の法原理は置いておいて、ある意味無視して、①や②で学習した内容、法制度、法機能を自国の過去の法制度とか他国の法制度と比較する中で自国の法制度を吟味すると、そういう学習になっています。

なぜ④の学習が設定されているのか。これは私の推測ですが、法社会の中で一番法

の問題を意識できるのは、法の機能の学習になってきます。そして、その法の機能を規定しているのが法制度になりますので、つまり、その部分、すなわち法機能と法の制度の部分に焦点化して比較し吟味するといった学習も、自国の法制度を見直す上で一定の有効性があるというふうに考えられて、このような学習が設定されているのではないかと考えています。

④の法反省学習ですが、例えばこのような事例があります。これはアメリカの場合になりますが、自国の警察制度と日本の交番制度を比較検討する学習というものがあります。これは、アメリカの警察制度が機能する上で発生する問題として、犯罪発生率が高い。地域との連携のなさがあるんですということを指摘されて、日本の交番制度がその機能として地域に密着している。そして犯罪防止の情報を集めるなど犯罪発生率を抑える役割を果たしているんだということを学ぶという学習です。そうすることで自国の警察制度がどうあるべきかについて検討できるような学習になっています。

例えば、ほかの事例で言いますと、シャーマニズムしか認められていない東南アジアの部族の事例を取り上げて、自国の宗教、これはアメリカですが、宗教の自由が広範囲に認められている事例と比較して、そもそも宗教の自由に関してどう国としてあるべきなのかということを検討する学習というものもあります。いずれにしても、自国の法制度とか機能、そして他国の法制度、機能を比較して吟味する中で自国法制度を検討できるような授業が構成されているということになります。ただ、この学習の問題点としては、シャーマニズムしか認められていない部族の事例で言いますと、その部族の存在自体を否定する可能性がある。文化の否定につながりかねない学習になりかねないという問題点がありますので、その点に気をつけて学習を構成する必要があります。

自国の過去の法制度との比較で言いますと、これは福井県の高校の先生方で協力していただいて作成したのですが、現行の動物愛護法と生類憐れみの令を比較して検討するという授業を作っておりますが、今回は時間がございませんので説明を省きます。文科省の方で委託研究をして、福井県の法教育推進協議会の方で研究報告書に掲載している授業ですので、また見てご覧いただければと思っています。

次に御紹介するのは、⑤の法批判の学習になります。先ほども申し上げましたとおり、法批判は、③の法原理を踏まえた上で、現在の法制度とか機能について過去の法制度（機能）、そして他国の法制度（機能）を素材に、自国の現在の法制度とか機能を吟味、検討、再構築することを目的とした学習になります。法批判学習ですけれども、法反省学習のように単純に法制度と機能を比較するだけでは問題解決が困難な法制度を取り上げまして、子どもたちに考察させるという授業になっています。そういった意味では、法の反省学習よりも非常に困難な高度な学習の領域になります。本日は、その事例といたしまして、外国人参政権の付与の是非を検討する授業について後ほどお話ししたいと思っています。

以上、認識形成を重視した法教育カリキュラムの学習類型についてお話ししましたが、大体①から⑤に分けて説明してまいりました。この学習類型は、法教育カリキュラムを設計する場合の横軸になると考えています。資料2でいうと3ページの表の2の部分になります。横軸は、これは左に行けば行くほど学年が低い。右に行けば行くほど高学年である。すなわち学年が進むにつれて右に移っていくという図になっているわけです。では、この①から⑤を横軸に配列するとなるとどうなるのかということですが、まず、より具体的で、子どもにも身近な事例を扱っていて、子どもの理解が進みやすいという考えられるような法の機能

の学習を一番左に持ってくる。その機能を規定する制度を次に、そして制度を踏まえないと理解が進まない、抽象度が非常に上がる法原理をその次に、そして①から③の三角形全体を踏まえた上で自国制度を見直す学習になります④とか⑤、うち法原理を踏まえて比較的取り組みやすい④を③の次に、高度な学習になりがちな⑤を最後に持ってくるという列が考えられると思います。

では、縦軸には何が入るのかということなのですが、それは、資料2の3ページの上にも書かせていただきましたけれども、法学の体系になるのではないかとということが想定できます。例えば、殺人を国家が罰するという刑法とか、国際関係を扱う国際法とか、他者との自立関係を扱う民法とか、基本中の基本法である憲法などがそれに当たるわけですが、それぞれをこの縦軸、いわゆる教育の言葉でいうとスコープになりますが、そのスコープとして位置づけて、①から⑤を横軸に配列していけば、認識形成を重視した法教育カリキュラムの枠組みができるのではないかと考えています。

では、カリキュラム設計の具体化を見ていこうと思いますが、ここでは憲法をスコープにした場合について、カリキュラムを具体化する場合を取り上げています。先ほども言いましたように、まず最初に法機能学習として、身近な生活の中で憲法の条文をどのように反映しているのかというのを学習する段階。これは現行の指導要領で言えば小学校6年生に相当する学習になるだろうと思っています。次の法制度学習、これは憲法に規定される条文とか機構をどのような内容なのかについて学習する段階ですが、これは現行要領で言えば中学校3年生の社会科、公民的分野に相当する学習というふうに位置づけられると思います。そして、次の法原理学習、憲法に規定されているような条文、機構はどういう考え方、原理・原則に基づいてできているのかを学習すること。これも中学校3年生に相当する学習になるだろうというように考えています。続いて法反省学習ですが、憲法を他国や自国の過去の憲法と比較しつつ、その内容について吟味し、検討するというものですが、これは、例えば日本国憲法と韓国の憲法などを比較して考えるということが一つの授業として考えられるでしょう。韓国の憲法というのは、ちょうど犯罪被害者に対する給付金の支給を求める権利とか、快適な住居生活の権利といった権利を新しく憲法に導入していますので、そういう韓国の憲法との比較を通して望ましい憲法はどういうものなのかというのを考えるという授業が想定できますが、これは中学校の社会科の3年生の発展学習、もしくは高校の現代社会ぐらいの内容になるだろうと思っています。そして、最後に位置づく学習ですが、憲法にかかわる法制度、法的な論争問題について、法的な論点を整理しつつ、他国や自国の法制度の根拠である原理を念頭に置いて吟味、検討、再構築する学習。これは先ほども言いましたように高校の現代社会から政治経済という領域に位置づけられると思っています。

ここでは刑法とか民法の配列は示していませんが、小学校低学年や中学年でも理解可能なものに刑法があるのではないかと考えています。例えば、物を盗んだら刑罰に問われるとか、何か物を壊したら怒られるとか、非常により具体的に子どもたちにわからせるような学習というのは、十分に刑法の機能学習になり得るものだと思います。憲法の機能学習は6年生から設定していますが、刑法の機能学習というのは小学校の中学年から設定する。そして、制度、原理、反省、批判の学習に広げていくということも可能かと思っています。また、民法については、他者との自立関係を示しますので、小学校ではなかなか難しいだろうというように考えるとすれば、中学校段階から機能学習をスタートするという配列

も考えられるだろう。そうなりますと、刑法とか民法とか憲法とか、それぞれの相互関係です。カリキュラム上の構成をどうするのかということが問題になってきますので、それを今後考える必要が出てきますし、また、今日、法批判学習を表2の⑤のところに位置づけましたが、後でお話ししますけれども、これは憲法だけではなくて国際法にまたがるような内容になっています。ですので、法批判学習のところが実は点線で区切ったわけですが、他の領域にもまたがる問題が設定できるのではないかと考えています。

以上が認識形成を重視した法教育カリキュラムの具体化になります。

それでは、最後になりますが、資料2の4ページです。認識形成を重視したカリキュラム設計を考える上で一番最後に位置づくであろう法批判学習の問題について、外国人参政権の是非の事例をもとにお話ししたいと思います。

先ほどもお話ししましたように、認識形成を重視したカリキュラムの場合は、一番最後に位置づく学習を法批判学習としていますが、基本的には自国の法制度を他国の法制度とか自国の過去の法制度と比較しながら、法原理に基づいて吟味、検討され構築する学習ですけれども、今回は、外国人参政権を与えるべき、外国人参政権というか、法的な価値が対立するような解決困難な問題を取り上げました。この問題は、外国人に参政権を与えるべき、ここでは国政を含めてという話で進めていきますけれども、Aさんといった架空の人物を取り上げて、その人物の主張を子どもたちに提示します。資料2を読みますと、Aさんは日本で生まれて、日本社会に生活の本拠を置いた長年定住している人です。Aさんは納税や勤労といった日本国憲法に定められる義務を果たしています。しかし、日本国籍がないという理由だけで参政権がない。これは問題であり、参政権を認めるべきだと考えていますといった問題を設定します。この問題を提示した後で、子どもたちに、その意見にそもそも賛成か反対かということを中心に自由に議論をさせていくということになります。そのときに、自由に議論させるだけではだめですので、賛成、反対、そしてその理由とそれぞれの根拠をきちんと明確にして主張させるという授業になります。

例えば、参政権を与えるべきだという場合になりますと、その理由としては、ほかの日本国籍を持つ者と変わらないような義務を、そもそも納税の義務を負っているのに、日本国籍を持つ者だけに認められているような参政権が与えられないのはそもそもおかしいじゃないかという、義務を果たしている以上権利があるのは当然だというのが子どもの発想として出てきます。その根拠は彼らなりに考えて、憲法の平等権が根拠になるんじゃないかということを中心として主張すると思われます。それに対して参政権の付与に反対の人の場合の理由ですが、日本国憲法では国民主権をうたっている。その前提として日本国籍を取得する必要があるというようになっている。国籍を取得しない人に参政権を付与することは、2つの国の参政権を持つことになるのではないかと。それは不平等じゃないかというような意見が子どもから出てきます。つまり、子どもが参政権の付与に反対する場合の主張として、そういう主張が出てきます。この段階は、参政権の付与の問題について子どもはどう考えるのか。そして、子どもがどういうふうに教師の立場から見ると、参政権問題に対する、子どもに対する意識づけの段階になるのですが、ある意味、子どもが考える最初の時点での参政権に関する法制度はどうあるべきかということを示唆して示す段階になってきます。

その後で、参政権の付与の是非について、それぞれ賛否の主張を子どもたちにしてもらいますが、その後、賛否の主張についてのメリット、デメリットというのを子どもたちに

考えさせていく。この段階が展開2になってきます。例えば、付与に賛成の人は、メリットとして定住外国人の人たちの不満がなくなるんじゃないかとか、不公平感がなくなるんじゃないかという主張も出てくるでしょうし、社会的には外国人政策が円滑的に実施できるようになるんじゃないかという、なかなかここまで子どもは出てきませんけれども、子どもからは、大体不満がなくなるだろうという主張が出てくると思います。それに対してデメリットというのは、これまで日本国籍を取得して参政権を得た人が報われないんじゃないかという主張が、子どもなりに出てきます。同じように付与に反対の人の主張に対してもメリット、デメリットも主張されていく。この段階ですが、この段階は展開1で、子どもたちが考えた参政権に関する法制度が実際に社会で機能した場合にどういう効果があって、どういう影響があるのかということを考えるようになる段階になっていきます。

そして、その次の段階として展開3になります。展開3は4つのパートに分けました。点線で区切られたものが1つのパートになるんですが、まず1番目のパートでは、参政権の付与について憲法学とか法学ではどのような議論がなされているのかということ子どもたちに確認させます。そして調べさせます。例えば、資料2の最初に出てまいります、国民主権原理か人民主権原理かという論点ですが、これは国籍を持たない人に対して参政権を認めないといった場合ですね。それが、すなわち選挙権とか被選挙権は国民主権原理のもとで国民のみ認められるべきだという考え方になります。これは参政権の付与に反対の人の主張の法的な価値になると思いますし、例えば政治的決定に従わざるを得ない者は政治的な権利を持つべきであるという考え方、これは人民主権の原理と位置づけていますが、この原理は参政権の付与に賛成の人の主張の法的な価値になってくるだろう。現在の日本は国民主権原理の考え方が強いですし、ほかの国も国民主権原理の国が多いということも学びます。

例えば、次の参政権の公務性か、公共性かというところの論点は、参政権も国家意思を形成するという公権力の行使の一つなので、公権力を主権者たる国民、国籍所有者が行うべきだとする考え方、これが参政権の公務性というものなのですが、これは参政権の付与に反対の人の根拠になってまいりますし、それに対して、参政権を住民の意思の形成というふうに考えて、公権力の行使も広く、国籍を有しない住民にまで認めるべきだとする考え方、これは参政権の公共性という考え方ですが、これを根拠にするのは参政権の付与に賛成の人の意見になってくると思います。現在は日本の参政権は公務性の考え方が強いということを伝えます。

そして、最後に国政と地方自治はどう違うのかということも説明していきます。この段階ですが、参政権反対の主張とか賛成派の主張というものの中で、つまり参政権を与えるとする法制度を主張する人の背景にある根拠とか法的な価値、参政権を与えるべきではないとする法制度に関するような法的な根拠とか価値というものを確認する段階、三角形で言うところの一番上の段階を確認するということになります。ですので、展開1で望ましい法制度というのを考えさせて、そして、展開2でその制度が機能した場合どうなるのかということを確認させて、展開3の第1パートで法的価値とか根拠を確認する。いわゆるそれぞれの主張で生徒が子どもなりに三角形をつくり出す、そして確認するという学習をまず行います。

展開3の第2パートからですが、他国の法制度がどうなっているのかということについて、原理とか機能を踏まえて比較していくということになります。例えば、ここではアイルランドの事例を取り上げますが、アイルランドでは、イギリス国内に住むアイルランド国民にも

国会の参政権を認めているということを踏まえて、相互主義の考え方でアイルランド国内に住むイギリス国民にもアイルランド国家への参政権を認めたという事例を取り上げます。アイルランドの場合は国民主権原理ですけれども、すなわち国籍がないと参政権を与えないという国なんです、国際法の相互主義の考え方で認めているというケースがあります。例えばイタリアでは、国民主権原理の国ですけれども、マーストリヒト条約以降に地方参政権を拡大しているというケースがあります。これは、国政の参政権は認めませんが地方の参政権は認めようという考え方で、ニュージーランドなどでは1975年以来、地方のみならず国政レベルの選挙権を、永住権を有する外国人にも与えている。ニュージーランドの場合は、人民主権原理のもとで定住外国人にも永住権を取らせることを条件に、地方だけに限らず国政への参政権を付与するという事例を取り上げます。すなわち、この3つの国を取り上げて、これは日本の事例とは違いますが、この3つを比較させながら、それぞれの国はどのような状況なのかということを確認させながら、日本の法制度の外国人参政権のあるべき姿について考えさせていくということになります。

そして第3パートですけれども、参政権を考える上で必要な国籍取得の原理について考える。これは、それぞれの国で血統主義とか生地主義といった国籍取得の考え方が違いますが、それについてのメリット、デメリットについても学んでいく。そして最後のパートですが、日本の歴史的な特殊事情になりますけれども、在日韓国・朝鮮人の人たちの置かれている立場ということも踏まえる必要があると思いますので、その内容についても確認していくということになります。

では、そういう学習を踏んだ上で、そういうプロセスを踏んだ上でどうすればいいのかということ子どもたちなりに考えさせていく。これが展開4からになります。つまり、Aさんが問題提起をしましたので、その問題提起の解決策を他国の事例とか自国の状況を踏まえて解決策を考えていきたいと思いますという問題。そして、展開5になりますと、クラスで子どもたちがどう考えるのかについて意見を闘わせる段階。そして、最後のまとめというのは、一番望ましい法制度は何だと思いますかということ議論する中で、クラスの中で確定していく段階ということになっていきます。

最後ですが、まとめでは、自分たちが作った法制度というのはどういう観点を重視したのかということを確認させるという段階になってきます。例えば、望ましい法制度として考えられるのは、同じ義務を果たしている定住外国人に同じ権利が与えられていない現状は問題だから、例えば国民とは別に永住市民権というものを作ったらどうかとか、そういう意見が出てくると想定できます。指導案の詳細については、参考文献の(6)に出ていますので、御興味のある方はご覧いただければと思います。なお、この授業はまだ実践をしていないことを付け加えておきます。

以上、批判学習について簡単に見ていきましたけれども、繰り返しになりますが、法批判学習は、現行法制度を批判的に検討していくために行う学習です。そのために自国の法制度、そして機能、法原理の3つの段階を確認し、ニュージーランドのように自国とは異なる法原理で制度ができて国などを教材として準備して比較させます。そして自国の歴史的な事情なども教材として準備し、子どもに考察させる。そうすることで自国の法制度を批判的に吟味、検討していくという学習になっています。

最後になりますけれども、今回の発表の学習類型について、「学習類型」というのは、法

反省とか法批判という学習類型ですが、これは先ほどから繰り返していますように、アメリカの法関連教育のカリキュラムの中では実際に行われている学習なわけですがけれども、ただ、小学校から高校生までの表2のカリキュラムの具体的な設計については、私が仮説的に今回示しました。このようなことが想定できるのではないかということです。ですので、これから検討を重ねて、さらに精緻化していきたいと思っています。

私の方からは以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見があればお願いいたします。

最初に、私の方からちょっと確認だけ。この提出していただいている指導案のものは法批判学習なので、一応高校生を念頭に置いておられるんですね。

橋本教授 そうです。高校3年生を想定しています。実は、これとは違う事例で、住民投票に法的拘束力を持たせるべきか否かというのを福井の高校の先生方と実際に作りました。法批判学習と同じようなパターンです。スイスの事例とか幾つかの事例を取り上げて比較させて考えさせていくという授業、これは実際に福井の高校でやってはいます。

土井座長 分かりました。確認だけということですので。

それでは、どなたからでも結構です。御質問、御意見、いかがでしょう。

小林委員 どういうふうに言ったらいいんでしょうか。法批判学習はとてもおもしろくお聞きしたんですが、多分恐らく今の法科大学院でも、このレベルの教育はできていないし、相当高度かなという気がします。本当の意味でディスカッションが充実してできるためには、模擬的にディスカッションをやることはできるのでしょうか、本当の意味で学生が自分で考え、自分の意見を述べ、ディスカッションをし、最終的に自分なりの結論に到達するということが必要だとすると、法科大学院でも無理だし、もう少し上のレベルのような気がします。

法律では、経験のない方もいらっしゃると思いますので申し上げますと、例えば私が法務省の民事局のときに民法の改正をしましたがけれども、禁治産、準禁治産という制度を全くやめて、新しい成年後見制度というのを作ったわけです。そういう場合には、まさに先生がおっしゃったように他国の制度、恐らく10カ国ぐらいは見たと思いますけれども、10カ国ぐらいの制度と日本の従前の制度を比較して何が問題なのか、その運用まで調べて徹底的に問題点を検証して、日本のあるべき制度としてはどういうことなのか、理想もそうだし現実的な運用としてどこまで可能かということをやった。大体どこの省庁もそうだと思いますし、法務省もそうだと思いますが、新しい法律をつくる時は、まさに法批判学習を徹底的にやるということをやっています。ですから、そういう意味で、本当にやろうとすると相当大変なこととして、興味があるのは、実際に高校生でやってみたらどうなるのかなというのはもちろん興味があるんですけども、少し私はレベルが高過ぎるかなという気がします。そのところはそんなことはないよと、高校生でも十分できるよという意見もあるのかもしれませんが、そこが気になります。ただ、法律を本当に勉強するには物すごく大事な、一番いい学習方法であることは間違いないとは思いますが、ちょっとレベルが気になります。

橋本教授 確かに、本当の意味で法律を分かった上で議論をして結論を出すという、法務省の役人の方がやるような議論を求めているわけではないです。基本的に彼らなりに、子どもなりにどう考えるのかということ求めている授業ですし、先ほども地方参政権の法的拘束力の授業も、実際に高1でやってできているので、私なりにはできていると思っていますから、

やり方次第で、もっと言うと教師の創意工夫で授業化できるのではないかなという気はしているんですね。例えばディベートの形式をとっていくという方法も一つあると思うんですね。今回の外国人参政権についてもディベートの形式で授業を組んで、そして、実際にディベートするときに、どういう資料でディベートしないといけないのかということ、まず事前に子どもたちに知らせておいて、そして議論を組み立てさせておくという方法もあると思うんですね。だから、私はやり方次第だと思っています。

小林委員 ちょっといいですか。おっしゃるとおりだと思うんですが、ちょっとこの参政権の問題は難しいかなと。つまり、例えば国民主権と人民主権と言われても、私自身も実は憲法の考査委員を2年ぐらいやりましたけれども、司法試験の受験生にちゃんと説明しろと言って説明できるかということを考えてみると、これは教える方、高校だということになると高校の先生ですよ。そうすると、ここまで高度な法律的な知識がないと教えられないと思いますし、ちょっと難しいので、少し違う、例えばプライバシーの侵害の問題とか、もう少し日常的にあり得る、自分たちに身近な問題の方がいいのかなという感じはするんですが。

橋本教授 よく分かります。事例の選択の仕方の問題なので、今回は確かに一番難しい問題を事例として取り上げたわけですが、子どもにより身近に考えさせるような教材というのは当然想定できていると思います。

土井座長 関連してですけれども、この授業には、どれぐらいの時間をお考えなんですか。

橋本教授 大体3時間から4時間です。先ほどの住民投票の法的拘束力は4時間でやりましたので、大体3時間か4時間ぐらいだと思います。

土井座長 多分1時間では絶対無理ですね。

橋本教授 それは無理です。

土井座長 それなりに時間をかけてやるということになれば、また話は違ってくるんだろうと思います。法科大学院で例えばこれを取り扱うとすると1時間が限度なので、さっさとやっちゃいますけれども、それをカリキュラム上、時間が取れるということになれば、中学だったら選択社会等ですし、高校なんかでもかなり自由にするんだというので、4、5時間おとりになられば、それは一つのケースメソッド的な観点として、どこまで深くやるかは別として可能かなとは思いますが。題材の問題は、いろいろな題材があり得るところだろうというのは確かだと思います。

ほか、いかがでしょうか。

鈴木委員 橋本さんが、監視カメラもそうですけれども、結構難しい問題を高校でおやりになっているのはこれまでもよく知っているのですが、今回のも結構難しい題材に臨んでいるなという気がしています。

1つは、まずこの法批判学習の位置づけですが、高校3年生ぐらいで憲法問題を扱うというときに、今、3時間か4時間ぐらいというようなお話でしたが、この高校生に憲法として何をつかんでもらうのか、それを基本に据えて題材を選ばなければいけないと思うんです。だから、参政権の問題なら参政権の問題をえぐっていった何かをつかんでもらう。憲法というのはこういう問題だということをつかんでもらう素材にしないとまずいと思います。僕はディベートが非常に危険性を持っていると思うのは、制度に対していい悪いを言うだけで終わってしまって、その根本が何かをつかみ切れているのかどうかということが気になっている点です。その点を留意していただければと思います。

それから、そういう意味で逆に言うと、①から④にあった法機能学習から法反省学習がもっと体系化してほしいなという部分があります。

先ほど小学校低学年ぐらいだったら刑法についてはというようなお話がありましたが、私は逆に民法なんかは、うちの息子がそうですけれども、小学校の中学年ぐらいになると、カードゲームなんかを交換したり、いろいろな取引を始めます。その中で、彼らなりに価値が違うんですね。このカードは2枚と交換だとか、色々なものがある。そういうところもあるので、取引関係とかいう部分も契約関係ももう少し前倒しができるのかなど。何かいい教材化ができるといいなと思っています。

それから、1点気になるのは、我々弁護士の方でも法教育をやっているときに注意するのですが、これは法学教育ではないということです。ですから、そういう意味で言うと、縦軸として法学の体系をという部分ですが、確かに分類するとこうなるのかなとは思いますが、もう少し柔軟であっていいかと思えます。民事系、刑事系とか、司法試験が今そうなっているようですが、そういうような形もあっていいのかなというふうに思っています。

それから、もちろん市民性を育成したカリキュラム設計というのも並行してあり得るということですので、この点についても今後研究していただけるとありがたいと思います。

以上です。

土井座長 ほか、いかがでしょうか。

江口委員 橋本先生の法教育がどうのこうのという問題ではなくて、別の点にも着目してほしいと思います。今、法務省で法教育の議論をしていますよね。我々は縦軸と横軸とかカリキュラムを議論していますよね。そのときに、法律専門家や経済学の先生から見たら、ここはちょっとおかしいよ、ここはまずいよとか、こんなふうにしてカリキュラムを作るべきだよとか、僕はそういう発言が必要だと思っているんですよ。例えばどだい憲法議論をそんなのでやったって、子どもたちはできるはずがないとかいった、そういうサジェスションをどんどん話してほしいと思っています。カリキュラムに厚みを出すためには、実際の法律の内容を分かっている人がいてカリキュラムができていくんじゃないかと。学校の中でこんなことをやっているんだけど、でも、どのように肉づけしてほしいという意見が絶えず現場は求めているのではと思います。

鈴木委員 1点言い忘れたんですが、先ほど小林委員の方からも、これはロースクールでもあまりやらないような授業だということがありました。ただ、これはアメリカのABAなどが出していますが、最高裁の判例を機関の雑誌で学校の先生たちに、これは学校現場でこうやって教えたらいいんじゃないですかというようなことを提供しているんですね。ですから、現在法的に問題となっているような論点、あるいは最高裁で出た判例の解説でもいいので、それを学校現場の人たちが活用しやすいような形で、逆に法律家の方も提供する努力は必要かなというふうに思っています。逆に、橋本さんの方から今回提示があったようなこういう問題についても、我々だったらこういう点をもっと気にしてやるんですよというようなことがあると、またそれに厚みが増して、江口さんがおっしゃるような協力関係ができるのかなというふうに思っています。ちょっと補足しました。

土井座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

橋本教授 今回はカリキュラムの一つの事例ですよね。こういうことが考えられるんじゃない

かということをお提示したんです。江口先生がおっしゃるように、カリキュラムの作り方というのは色々な考え方がありますので、それぞれ提案していただくとおもうんですね。特に最近、法教育の授業実践というのは、弁護士会もそうですし、司法書士会もそうですし、現場の小・中・高校の先生方でも学会発表等でも最近たくさん見られるんですね。千葉大学でも実践されています。実践は多々作られているんですけども、それらの実践を批判的に検討してよりよいものにしていくということも大切なんだとおもうんですが、そろそろ今回の発表で一例を示したようなカリキュラムの設計のあり方というものを具体的に検討できないかなというふうに思っています。例えば、法教育研究会が中学校の教材を4つ作成しました。「私法」と「司法」と「ルールづくり」と「憲法」という4つの授業をつくられましたけれども、これは中学校の教材ですので、あれを中学校に置いて、では、小学校ではどういう教材ができて、高校ではどういう教材ができるのかということ、カリキュラムを組み立てるときにどういうふうな、そもそもの理念を確定する必要があるとおもうんですけども、その理念を踏まえて、では、小学校と高校でどういう教材が作れるのかということも考えれば、カリキュラム設計という方向にもつながっていくのだとおもうんですね。

土井座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

私の方から若干、特に実務家の先生方からまた別に御意見を伺った方がいいとおもうのは、多分法律学者の観点からということになりますので、また鈴木先生や小林先生の方から伺ってもいいとおもうんですけども、この表で、教育一般の話としてこの順序というものわからなくはないんですが、法原理学習の部分をこの段階に位置づけるかどうかというのは、少し考えてもいいんじゃないかとおもいます。というのは、機能の学習をする、あるいは制度の学習をするときに、どうしても実際の法制度というのは非常に細部にわたってまで色々なことを決めているわけですね。実際の機能というのはその最たるもので、法というのはどうしても現実的に機能しないとイケませんので、いろいろな例外があったり、いろいろな事情を加味する形でしか設計していないという状態になります。原理学習をどこに位置づけるかという問題は、原理学習というのは比較的簡単なモデルで教えることができる。学校に非常に身近な事柄をモデル化して使うことのできる部分なんですね。例えば研究会のときの多数決でも、別に国会の制度を教えなくても、多数決の意味と限界というのは様々なやり方で教えられるわけですね。そういうものを前提にして、実際に憲法というものを見て、その制度をどう考えるかという議論の立て方もできるんだとおもうんです。多数決の問題、そういうものはかなり低い、小学校高学年ぐらいから始められる問題ですので、現行の法そのものの認識という形からいくと、まず実際を知って、それがやや抽象化された制度になり、その背景にある原理へというのも1つのやり方なので、私はこれは1つの方法だとおもうんですけども、実際の法というのがどうしても複雑であるということを見ると、非常に単純なモデルにならしておいた上で、ある段階から機能・制度学習を含めて、実はこういう法というのは今まで知っているような基本原理の上から成立しているんだというやり方もあり得るところで、そのあたり、どちらが効果的なのかというのは、実際に授業をやっていただいて考えていく必要があるんじゃないかとおもいます。

特に大学であっても、教養課程なんかでやるときには、資料2の3、表2②、①を入れるよりは③から始めた方がやりやすいのは確かなんです。非常に単純なモデルを使いながらやった方が入ってきやすくて、そのうちに、大学生を相手にしているわけですから、具体的な

問題を実際の制度で考えましょうねといったときに、②、①をやっていくと、④、⑤に入りやすい。特に⑤に入りやすいという形になるところがあるので、これは小学生がどうなのか、中学生がどうなのか分かりませんが、その辺りを少し検討していただいた方がいいかなと思います。ただ、これは学者の意見なので、実務家の先生方がどう思っているかというのは、ちょっと実務家の先生の御意見を伺った方がいいのかもしれない。

小林委員 すみません。私もちょっとよく分からなくて、それは先ほど鈴木先生がおっしゃったことにも関連するんですが、法教育として何を求めるか、個々のというか、法学部や、あるいはロースクールでやっているような法律家になる、あるいはそれに近いような形での教育ということになると話は別なんですけど、そうじゃない。小学校、中学校、高校で法的な考え方を学ぶというところに重点があるんだということになってくると、余り細かい制度を個々に勉強することよりも、一つの事例から法律の機能、法律の原理、法律的な考え方、法律的な解決の仕方というのを具体例を通して法律的な考え方を学ぶ。ですから、座長もおっしゃったように、余り分かれるのではなくて、一つの具体的事例でこの機能と制度と原理を勉強するのがいいのかなという感じはしますが、ただ、私も教育の現場はよく分からないので、座長がおっしゃったように、実際やってみてどうかということにもなるのかなと思います。

土井座長 鈴木委員、いかがでしょう。

鈴木委員 これはアメリカのように、アメリカの特にCCが作っているような、価値はこういうものを基本に置くんだということが設定できていれば、それが共通理解であるのであれば割と組み立てやすいんじゃないでしょうかけれども、ここは法学の先生方、あるいは実務家と協力して、こういった価値原理、あるいはこういった法原理というのが大事ですよというのが明示されることが先にないと、なかなか作りにくいのかなと思っています。

ただ、今、そういう価値原理がある程度決まってくれば、それにふさわしい事例、モデルといったものを組んで、それが学年に応じて使われていくということになって、恐らくこの①から③というのは相互に関連しながら伝わっていくだろう。制度について細かいことというのは、確かにおっしゃるように後々でいいし、それこそ専門家になる段階でもいいかもしれないので、そこも枠のところだけというようなことになっていくのかなというふうに思っています。そういう意味で言うと、我々の責任も重たいなと思っています。

土井座長 ありがとうございます。その辺り、具体的に検討していく必要があるんだろうと思います。

今日提示していただいている学習指導案の問題、難し過ぎるという御意見が強いようで、私も憲法学者なので、見ていると、少し難しいところはあるかなというところを感じるんですけども、ただ、これもやはり問題提起の仕方だと思うんですよね。ただ、民主主義について研究会のときの教材のところでは私が言ったのは、みんなのことはみんなが決めるということを行っているわけですね。ところが、ここで問われているのは、じゃ、みんなって誰という問題だと思うんです。みんなのことはみんなが決めるというのは、それはそれで合意したとして、一体我々というのはどの範囲、みんなというのはどの範囲なのか。それは多分、国籍の問題だとか参政権の問題をしなくても、いろいろなところで物事を決めていくときに、みんなの範囲ってどの範囲というのは絶対あると思うんですね。学校でも、それはクラスなのか、学年なのか、学校全体なのか、友達同士なのか、みんなの射程ってどうという問題は

絶えずあって、そこには、そこで決めたことの拘束の範囲が誰に及ぶかとか、誰が利害を持つかとか、あるいは最終的に責任を負えるのは誰なのかといった問題を考えさせるということだと思えます。その次元で言えば、恐らくどこからでも始められる問題で、それを具体的に、例えば参政権の問題だという形にして、この問題を設定して教えるのはどの段階がいいかというのが、それは発達段階に応じてやらなければいけない。だから、提示していただいている問題自体は、本質を言えば、そんなに大人にならなければ、あるいは法科大学院に来なければ考えなくていい問題ではなくて、きっと小さなときから考えなければいけない問題が本質的にありますね。ただ、その教え方、内容の素材のとり方はそれぞれあるんじゃないでしょうかということだろうと思うので、ここで指摘していただいた本質的な問題は、恐らく発達段階に応じて色々なところで考えないといけない問題を含んでいるんだろうというふうに思います。ただ、出てくる専門用語が、やはり若干難しめになっているのでどうかということなんじゃないかなというふうに思います。

そのほかの点でいかがでしょうか。

もう一つ問題なのは、こういう形でカリキュラムを実際にいろいろな形で組んでいく際の、以前から問題になっていることでもあるんですが、現在の学校の科目、あるいは教科というものとの関係だろうと思うんですね。教科には教科の、科目には科目の論理というのがあって、いつも法をやっておられるだけではないでしょうから、そこで全体の枠組みができる。法の観点からといえば公正にできる。両者をどう整合しますか、今の教科科目の編成でできることでしょうか、あるいは、もう少しそこを考え直さなければいけないことなのではないかという問題はあるんだろうと思うんですね。研究会の段階では、できるだけ早く迅速に学校で実用可能なようにというので、基本的には今の枠組みを前提に考えて教材を作ったところはあるんですが、もう少し長期的に見ましょか、あるいはこういう形で体系化しましょかといったときに、その辺りをどうするかということ、考えていかないといけないでしょう。それは最初の方でお話を伺ったように、経済の問題、あるいは政治の問題等と法をどう関連づけて、一体どういう科目編成をするかという問題を含んでいるので、その辺りも考えていかないと、なかなかこういう表をきれいに作るのは難しいのかなとは思いますが、その点、何か橋本先生の方でお考えがあれば、御意見をお願いします。

橋本教授 私自身が今回のカリキュラムの具体を提示した意味は、認識形成を重視した法教育カリキュラムの方は、これは社会科固有の目標になっていくんじゃないかというのが、僕の頭の中に実はあるんです。市民性の方は、実は道徳とか総合的な学習とか学級活動でやれる内容なんですね。これから色々な議論が巻き起こってくると思うんですけども、社会科で何ができるのかということも常に念頭に置きながら考えないといけない。社会科というのは、社会認識を通して市民的資質を育成するという目標があるんです。これまで社会認識を重視すべきかとか、市民性を重視すべきかという色々な議論がずっと関わされてきたわけですけども、市民性の育成を、例えば道徳とか学級活動とかでできるのであれば、むしろ認識形成の方を社会科が担うべきだというふうな考え方ができると思うんですね。そうすると、認識形成を重視したカリキュラムという形で、こういう図ができるんじゃないかなと思ったわけです。

土井座長 ありがとうございます。

恐らく法の枠内で、きょう橋本先生が御提示いただいたような表を作っていく必要がある

だろうと思います。これは孤立させるわけにはいかなくて、先ほど申し上げましたように経済、あるいは政治教育との関連でどう位置づけていくかというさらに大きなマップが必要で、先日来、各他領域、他の専門分野の先生方にお越しいただいているのも、このマップをさらに広げてほかの部分とどう関連づけていくかという議論をしていく際の指針を得るという目的でやっておりますので、そのあたりも今後御検討いただく必要があるのではないかというふうに思っております。

橋本先生、本日はどうもありがとうございました。

最後になりましたが、法教育関連の催しがあるようですので御紹介をいただきたいと思っております。

鈴木委員の方から、日弁連の催しについて御案内いただきます。鈴木委員、よろしく願いいたします。

鈴木委員 資料3でお配りしております、今年度の各弁護士会の夏季の取り組みです。

日弁連では、8月19日に教員の方たち向けのセミナーを計画しております。お時間等、御都合がつかれる方がいらっしゃいましたら、ぜひとも御参加いただければと思っております。このほか福岡ではシンポジウムを、これは九州の弁護士を中心にとということによっております。

それから、ジュニアロースクール関係、子どもたちを呼ぶ関係の取り組みも今回かなりの数に上っております。お近くのところで御参加できるようであれば、おっしゃっていただければと思います。各地で、全国50カ所の検察庁、裁判所と協力して、裁判員の啓発と、それから法教育の普及ということで教員向けの研修会をやらせていただきますが、弁護士会も各単位会こそぞって協力するよということによって体制を組んでおります。7月には全国から会員を集めて研修を慌ててやるというようなことをやっておりますけれども、そのような形でやりますので、また御報告できればと思っております。よろしく願いいたします。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこの程度とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—